

答 申

【諮問件名】

不法投棄監視カメラによる画像の記録収集の可否について

1 審査の経緯

米子市長（以下「実施機関」という。）から平成24年4月25日付けで諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

2 当審査会の個人情報の取扱いに関する考え方

米子市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第7条第1項において、実施機関は個人情報を収集するときは、その目的を明らかにするとともに、適法かつ公正な手段により、当該目的の達成のために必要な範囲内で行わなければならないこととされている。また、同条第2項において、個人情報の収集は、原則として当該個人情報に係る本人から行わなければならないとされており、その例外となる場合について、同条第2項第1号から第6号までに掲げられている。本件諮問に係る不法投棄監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）の画像に含まれる個人情報の収集（以下「本件個人情報収集」という。）については、同条第2項第1号から第5号までには該当しないため、同条第2項第6号に該当し得る公益上の必要その他相当な理由があると認められるかどうか問題となる。

また、本件個人情報収集の対象となる個人情報は、米子市大崎地内に設置する予定である監視カメラ（以下「当該監視カメラ」という。）により画像データとして記録されるもの（以下「画像」という。）であり、具体的には、個人の容姿、行動、車両の登録番号（以下「容姿等」という。）である。監視カメラの設置・運用は、設置者の自由に委ねられているのが現状であるが、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう、姿態を撮影されない自由を有する」（最高裁大法廷昭和44年12月24日判決）のであり、監視カメラによって、その設置者が無制限に人の容姿等を撮影し、その画像を記録、保管するとしたら、撮影される個人の権利利益を害するおそれがある。

そこで、監視カメラの有用性を踏まえつつ、個人の権利利益の保護に配慮した監視カメラ及び画像の管理に関する適正な運用方針を策定し、それを厳格に運用することが必要不可欠である。現在、法律として国の基準が示されていない状況においては、監視カメラの設置者となる実施機関においてそれ

を行わなければならない。適正な運用方針を厳格に運用することによってはじめて、人がみだりにその容姿等を撮影されない自由や権利の保護と、不法投棄の未然防止と行為者の特定による投棄された廃棄物の適正な処理という監視カメラの設置目的との調和が、実現されうるのである。

3 個人情報収集に係る適法性、公正性及び公益性

米子市においては、山間部の道路脇などの人目につかない場所への可燃物や家電製品等の不燃物など廃棄物の不法投棄が依然として発生しているところである。そのため、実施機関において市内パトロールを行い、不法投棄された廃棄物への警告シールの貼付、不法投棄に対する注意を喚起する看板の設置など対策に取り組んできているところであるが、常時のパトロールは困難であり、人的活動のみでは限界があることから、不法投棄の根絶には至っていない状況である。

そこで実施機関においては、不法投棄の未然防止と不法投棄された廃棄物の適正な処理を図るために、昨年度監視カメラの設置を実施して一定の効果が見られたことから、監視カメラの設置を昨年度に引き続き計画したものである。

その設置場所の選定に当たっては、不法投棄が常習的に行われている地点の中から、当該地点の周辺の状況や、投棄された廃棄物の内容及びその態様から判断した不法投棄の故意性を勘案し、米子市大崎地内を予定している。

したがって、当該監視カメラについては、現に不法投棄が多く発生する地点に限定して設置されること、また、24時間体制のパトロールなどのような対策が現状では困難であることを考慮すると、その設置には必要性があり、かつ、代替性がないものと認められる。

また、監視カメラの設置については、全国的に依然として不法投棄が問題となっている中で、各自治体において不法投棄の防止を目的として採用されているところであり、その効果が認められている。ただし、市民の快適な生活環境の保全を図ることがその設置目的であることを念頭において、人がみだりにその容姿等を撮影されない自由や権利との調和を図ることによってはじめて、その目的を達成しうるものであり、そのためには、監視カメラによる個人情報の収集に対する市民の理解が不可欠である。しかし、当該監視カメラの撮影対象区域内に立ち入る者を事前に特定することはできないため、それらの者すべてから、個別にその撮影について同意を得ることは不可能である。そのため、実施機関は、当該監視カメラの設置場所に監視カメラを設置している旨を掲示することにより、撮影対象区域に立ち入る者に対して理解を求めるとしている。同時に、それにより、監視カメラの設置目的である不法投棄の防止効果も期待できる。

さらに、実施機関においては、当該監視カメラの運用に際し周辺住民の理解を得るため、地元自治会長への説明など昨年度と同様の方策を講じることとしている。

以上のことから、当該監視カメラの設置は、不法投棄の防止と行為者を特定することにより、不法投棄された廃棄物を適正に処理することに寄与し、地域の快適な生活環境の保全が図られることが期待され、実施機関が本件個人情報収集を行う公益性は高いものであると認められる。

4 個人情報の保護と利用の原則

個人の権利利益を確保するために、個人情報の保護は極めて重要である。そのためには、個人情報の適正な収集のみならず、収集した個人情報の保管・管理及び利用が適正に行われることが不可欠である。したがって、実施機関は、当該監視カメラにより撮影された画像の保管・管理及び利用について、あらかじめ適切な措置を定め、それを厳格に運用することにより、本件個人情報収集が個人の権利利益の侵害につながることをないようにしなければならない。

当該監視カメラにより撮影された画像は、画像記録装置内の映像記録媒体に記録される。当該画像記録装置は、強固な支柱に鎖で固定され、厳重に施錠されたボックスの中に保管することにより、盗難を防止する。さらに、当該監視カメラにより撮影され、映像記録媒体に記録された画像については、保存期間を原則2週間とし、保存期間を経過した画像は機械的にただちに消去することとしている。

以上により、個人情報を保管・管理する上での安全対策上の措置が施されていると認められる。

また、画像はあくまで不法投棄の防止と不法投棄が行われた場合におけるその対応策の検討に資するという当該監視カメラの設置目的に沿って撮影、記録されるのであり、実施機関の職員は不法投棄が行われた事実が確認できた場合に限り画像を確認することとしており、画像に記録されている本人以外の第三者への提供はしないこととしている。これにより、個人情報を利用する上での原則が定められていると認められる。

ただし、画像の利用又は提供については、前述のとおり原則禁止されているものの、法令等に基づく場合、及び、市民の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のために必要であると認められる場合は、例外として利用又は提供する可能性があるとされている。しかし、そのような場合であっても、個人の権利利益を保護するという観点から、条例に基づき、当該利用又は提供については、特に厳格かつ慎重な判断を行うべきである。

この点について、当審査会は、実施機関により定められた「米子市不法

「投棄監視カメラの運用等に関する要綱」を、実施機関が昨年度と同様に厳格に運用する限り、個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと考えるものである。

5 個人情報収集の可否（結論）

上記のとおり、当該監視カメラを設置し運用することは、当該地点の不法投棄の防止につながることで、さらに、それにより地域の快適な生活環境の保全につながることで期待されることから、本件個人情報収集を行う公益性は高いものであると認められる。

また、本件個人情報収集は、不法投棄の未然防止という目的で、特に不法投棄発生率の高い限られた地点で行うこととしており、当該地点は人の往来も少なく、撮影される可能性のある対象者は限定的であると考えられる。したがって、本件個人情報収集により個人の権利利益が侵害されるおそれは低いと判断する。

さらに、収集された個人情報に係る保護対策についても適正であると認められる。

よって、当審査会は、本件個人情報収集を可と認める。

なお、本答申は今回の諮問にある設置場所について判断するものであり、今後、今回とは別の場所に監視カメラを設置する場合は、改めて当審査会の判断を求めるよう要請するものである。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成24年4月25日	実施機関から審査会に対して諮問
平成24年5月15日 (本件に係る審査会第1回目)	事務局職員による審議内容に係る説明 実施機関による諮問内容に係る口頭説明 審議
平成23年6月21日 (本件に係る審査会第2回目)	答申案の検討
平成24年6月21日	答申の決定